

## 作品販売についての注意点

「アートフェスティバル in さがみはら」では参加資格を「プロアマ問わず」としていますが、販売される方全員が販売事業者になります。（これはどの手づくり市でも同じです）その点をふまえ、今後の創作活動にお役立てください。

### ●著作権侵害

著作権侵害とは著作者が持っている権利を侵害することで、法律で禁止されています。他人の権利を尊重すると同時に、自分の身を守る意識としてよく注意していただく必要があります。「アートフェスティバル in さがみはら」では、完全な模造品でない限り「“真似”はいけない」という規定を設けていません。ものづくり初心者の方も最低限の意識として「真似には“程度と境界線がある”ことを知っておいてください。

※有名キャラクターのプリントされた布地、アクセサリパーツ等を作品に使用することはできません

※制作物の形やデザインも「真似」が許されない場合があります

### ●制作物への責任をもちましょう

作品を購入後すぐに壊れたり、買ったものによって怪我をしてしまったら制作者、お客様共に嫌な思いをしてしまいます。

できる限りの配慮をしてから袋詰めし、お客様が満足してお使いいただけるよう、「心配する気持ち」を忘れないでください。

### ●包装用紙をご準備ください

作品の大きさ、素材などを考えて各自必要枚数をご用意ください。

（例）陶器の場合は割れないように新聞紙を用意する等 開催事務局ではご用意できません。

### ●釣銭をご用意ください

各自で釣り銭のご用意をお願い致します。

作品の金額、個数を考え各自ご用意ください。開催事務局ではご用意できません。

### ●ショップカードを付けてください

「私が作りました／万ーの場合の連絡先はここです」というメッセージとともに「ショップカード」を商品に必ず添付してください。簡単なものでもかまいません。

少しでいいので「使い方」「洗い方」「素材表示」など記載があると親切です。

アートフェスティバル in さがみはらは、出店者様とお客様とのコミュニケーションのつながりを大切にしております。ショップカードは、つながりを生み、リピーターやファンの獲得、コミュニケーションの創出に役立つものです。

**※許可なく作ってはいけないもの**

手や体を洗う「石けん」については、事業者としての許可なく製造することはできません。

**※自分で作ったもの以外は売れません**

「手づくり市」ですので、作者が自ら販売するようにしてください。

アートフェスティバル in さがみはら実行委員